

平成29年度事業報告

I. はじめに

1月に就任した米国の大統領が、前大統領が築いた国際協調の流れを次々に覆し、各国に衝撃を与えた。就任直後にTPPから撤退し、10月にはユネスコからも脱退し、12月にはエルサレムをイスラエルの首都と認定し、周辺国の反発を招いた。国内では、14才でプロ棋士入りした中学生が、公式戦の連勝記録を更新し、将棋ブームが起こった。6月には天皇陛下の退位を実現する特例法が可決成立し、退位日を平成31年4月30日とする政令が閣議決定され、翌5月1日には、皇太子様が即位され、新しい元号になることが決まった。

法制面では、民法制定以来120年ぶりとなる債権法の改正法が5月に成立し、6月に公布された。12月には、施行日を平成32年4月1日とする政令も定められた。

所有者不明土地問題が社会的に大きく取り上げられ、相続登記がなされていないことがこの問題の原因の一つであるとして、その促進が大きな課題と認識された。

5月から運用を開始した、法定相続情報証明制度は、概ね順調に運用がされており、6月には更なる利用範囲の拡大に取り組むことが閣議決定された。

日司連は、相続登記の促進において、現時点での相続登記未了不動産の整理と、これ以上発生させないための仕組み作りへの対応についての決意を固め、組織的な対応を図るための事業を展開していくことを述べた。また、平成30年度中に実施が予定されている、不動産登記オンライン申請資格者代理人方式について、司法書士に対する信頼と期待に応えるべく、さらなる手続の適正な執務励行、今まで以上の本人・登記原因・登記申請意思等の確認事務の充実による登記の真実性の維持・確保に努めて頂きたいと述べた。

沖縄県司法書士会では、身近なくらしの法律家として、県民の期待に応えるため、市民への法的サービスを拡充させるための法律相談、社会貢献活動、講師派遣を行った。また、相続登記促進のため、法務局と共催し、相続登記相談会を2回開催した。

会員向けの研修会については、那覇、宮古、八重山、北部支部間でネット回線を利用した研修を継続した。

商業登記委員会の主催による研修会も行われ、関連団体との共催による研修会も行われた。

本年度の事業執行に当たり関係各位のご協力に感謝し、以下、各事業の執行状況について順次報告する。

第1. 重点事業

重点第1. 市民への法的サービスの拡充

[相談事業部・企画部・広報部・総務部]

1. 法律相談の充実

- (1) 沖縄県消費・暮らし安全課が主催する無料法律相談会が、平成29年12月4日中城村「吉の浦会館」で行われ、相談員を派遣した。別紙担当者割当表を参照。
- (2) 「なは司法書士総合相談センター」にて週二回（火曜日・木曜日）、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月一回（第3水曜日）司法書士総合相談センター所属相談員による無料の面談法律相談を実施した。別紙司法書士総合相談センター相談員名簿参照。
- (3) 沖縄行政評価事務所が主催する「暮らしの総合行政相談」、「春の一日合同行政相談所」、「一日合同行政相談所」にそれぞれ相談員を派遣した。別紙担当者割当表を参照。
- (4) 那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市、久米島町、読谷村、金武町、今帰仁村、伊江村、石垣市、那覇市社会福祉協議会、南城市社会福祉協議会、浦添市社会福祉協議会、北谷町社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会、中城村社会福祉協議会、沖縄県労働者福祉基金協会（那覇市、沖縄市）などの行政機関等が行う相談会に相談員を紹介した。
- (5) 糸満市が主催する「春の一日合同相談会」が平成29年6月16日に行われ、相談員を派遣した。別紙担当者割当表を参照。
- (6) 司法書士紹介依頼に対し、最寄りの会員を紹介した。
- (7) 司法書士総合相談センター所属相談員による離島を中心とした無料電話法律相談を実施した。
- (8) 法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」における無料相談会が平成29年10月1日に那覇第一地方合同庁舎で行われ、相談員として大城貞祐会員、高江洲義直会員を派遣した。
- (9) 連合会からの要請に応じた相談会、その他各種相談会を以下のとおり開催した。
 - ア 平成29年8月26日、「司法書士の日」記念事業として、「相続・遺言」講演会と相談会を地域交流センター南風原町中央公民館において行った。詳細は、広報活動の「司法書士記念事業」のとおり。
 - イ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催で、平成29年9月16日に司法書士会館において「高齢者・障害者のための成

年後見相談会」を開催した（相談者4名）。

ウ 法の日の事業として、10月1日から7日までに司法書士無料法律相談を県内14か所（内電話相談1か所）で行った。別紙資料参照。

エ 「相続登記はお済みですか月間」の事業として、平成30年2月3日、糸満市農村環境改善センター等において、市民公開講座及び無料相談会を開催した。詳細は、「平成29年度相続登記はお済みですか月間活動実施報告」記載のとおり。

オ 沖縄県司法書士青年の会との共催で「司法過疎巡回法律相談」を実施した。平成30年2月17日、渡嘉敷村中央公民館に、相談員として座波和弘会員及び赤嶺恭士会員を派遣、平成30年3月17日、渡名喜村役場に、相談員として徳元秀敬会員及び與儀信一会員を派遣した。

(10) 消費者庁の消費者月間の企画に合わせて、5月の1か月間、会員各事務所で消費者トラブル案件の無料相談を実施した。

(11) 司法書士総合相談センターの充実を目的とし、新入会員に相談センターでの同席研修を奨励した。

(12) ADR（調停）センターの認証取得について

ア 九州ブロック調停センター担当者会議が、平成29年9月3日佐賀県において行われ、布田副会長が出席した。

イ 全国的な動向を確認の上、組織面、運用面から認証の必要性の有無について検討した。

(13) うるま市就職・生活支援パーソナル・サポートセンターが主催する「第4回くらし・しごと無料総合相談会」が平成29年9月8日、「第5回くらし・しごと無料総合相談会」が平成30年2月8日に行われ、相談員を派遣した。別紙担当者割当表を参照。

2. 社会貢献

(1) 沖縄県消費・くらし安全課主催「共済等に係る実務担当者勉強会」が、平成29年5月9日県庁4階において開催され、大城貞祐会員を派遣した。

(2) 裁判所委員会が那覇地方裁判所において開催され、平成29年7月14日、森本部長が出席、平成29年11月22日、伊良皆副会長が出席した。

(3) 平成29年度第1回沖縄県自殺対策連絡協議会が、平成29年9月6日県庁において開催され、新城優子権利擁護委員長が出席した。

(4) 平成29年度第1回沖縄県多重債務対策協議会・沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議（合同会議）が、平成29年11月28日県庁4階において開催され、布田副会長が出席した。

- (5) 平成29年11月3日、沖縄士業ネットワーク協議会による「よろず相談会」が沖縄県立博物館・美術館で開催され、相談員として会員8名を派遣した。別紙担当者割当表を参照。
- (6) 第32回沖縄県不動産取引適正申告推進会議が平成29年11月13日、国税事務所にて開催され、日高広報部長が出席した。
- (7) 平成29年度第1回那覇市自殺予防対策関係機関連絡会議が平成29年11月14日那覇市保健所において開催され、新城優子権利擁護委員長が出席した。
- (8) 那覇市主催ヤミ金融違法広告物除去活動作業事前講習会が平成29年11月20日那覇市役所で開催され、布田芳郎副会長が出席した。
- (9) 沖縄県より当会に依頼があった県内各地のヤミ金融違法広告物除去作業が平成29年12月22日に行われ、赤嶺恭士会員、高江洲義直会員、真境名一綱会員が除去作業などに協力した。
- (10) 「熊本地震被災者仮設住宅巡回相談」が平成30年2月24日、熊本県益城町にて、2月25日熊本県西原村において実施され、当会から、相談員として渡口企画部長、安里相談事業部長を派遣した。

3. 講師派遣

- (1) 西原町社会福祉協議会からの講師派遣依頼に基づき、「不動産と相続に関する法律知識（相続・遺言・贈与）」をテーマとする講座の講師として、平成29年9月28日、呉屋区自治会コミュニティセンターへ南しのぶ会員を派遣した。
- (2) 宜野湾市からの「はごろも長寿大学」への講師派遣依頼に基づき、平成29年11月18日、沖縄国際大学へ相続・遺言・贈与に関する講座の講師として安里相談事業部長を派遣した。
- (3) 九州ブロック司法書士会協議会主催の「平成29年度九州ブロック新人研修会」が平成30年1月13日から行われ、裁判事務（債務整理・消費者事件）の講師として日高広報部長、安里長従会員、稲嶺潤一会員を派遣した。
- (4) 県内高等学校6校の卒業予定者（999名）を対象にした消費者教育を平成30年1月25日から2月8日まで開催され、別紙のとおり6名の会員を派遣した。

重点第2. 高齢化社会に対応する法的サービスの拡充

〔総務部・

相談事業部・企画部・広報部〕

- (1) 第2回遺産承継業務全国担当者会議が平成29年12月2日、滋賀県で開催され、当会から伊良皆副会長及び渡口企画部長が出席した。
- (2) 民事信託業務を受任・遂行する上で具体的に役立つ情報を提供していくために、民事信託委員会を設立し、会員に対して民事信託の実務に関するアンケート調査を実施した。

重点第3. 広報活動の強化 [広報部・相談事業部・企画部・総務部]

1. 相談事業における広報活動

「法の日」や「司法書士の日記念事業」等の相談会では、新聞紙面を利用して相談会の告知を行った。これまで、相談会等での広報活動は、当会が中心となっており、各自治体や関係機関へのチラシ・ポスターの配布を行ったり、各メディアへの訪問等をしてきた。しかし、本年度は、当会を中心にしながら那覇地方法務局との協力関係のもと、具体的には①法務局が担当分の費用を負担し、各自治体へ直接チラシ・ポスターを配布すること ② 法務局首席登記官と司法書士会会長及び広報担当者が同行で各メディアを訪問するなど工夫し、自治体や各メディアに積極的に取り上げてもらった。その効果もあり、平成29年8月26日に南風原町で開催された司法書士の日記念事業での講演会・相談会では、講演会に183名、相談会には74名と、相続・遺言の講演会・相談会としては、過去最高の来場者数を記録した。

また、「相続登記はお済みですか月間」に合わせて平成30年2月3日に糸満市で開催された一般市民向けの相続・遺言の講演会・相談会では、講演会が109名、相談会には39名と、多くの一般市民の皆様にご参加頂けた。

2. 「法定相続情報証明制度」のスタート

「法定相続情報証明制度」という新しい制度がスタートしたことに伴い、新制度の内容の告知を行った。制度施行日にあわせて、沖縄タイムス社と琉球新報社の新聞一面全部を利用して広報を行った。また、新制度説明用のリーフレットを作成し、県内の金融機関へ配布をして新制度の理解と協力を要請した。

3. 平成29年度ブロック会別広報担当者会議が、平成29年12月10日、福岡県司法書士会館で開催され、崎間考史広報部員が出席した。

重点第4. 渉外登記 [研修部・企画部]

渉外登記特別委員会を立ち上げ、不動産登記委員会、商業登記委員会との合同会議を開催し、会員から渉外登記案件の資料収集を行った。渉外登記に関する情

報の会員への提供およびマニュアル本の発刊はかなわなかったが、収集された資料の検討及び取捨選択し、平成30年度発刊に向け作業を進めている。

第2. 個別的事業

1. 研修制度の充実

[研修部・企画部・総務部]

1. 会員研修

(1) 集合研修

従来本会会館での研修を、宮古支部、八重山支部の会員にインターネットを利用して同時配信していたが、今年度は北部支部からも要望があり、北部支部の会員へもインターネットを利用して研修の同時配信を行った。

以下29年度の研修に関する報告をする。

ア 新法・改正法に関する研修

平成29年8月5日、渡口慎也会員、浦崎直久会員を講師に「法定相続情報証明制度について」の研修会を開催した。

イ 商業・法人登記に関する研修

平成29年11月24日、商業登記委員会が主催し、宮城秀敏税理士を講師に「非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予と事業承継のための組織再編の活用」の研修会を開催した。

ウ 裁判実務に関する研修

平成29年11月11日、12日平成29年度業務研修会「民事裁判ゼミナール主張・立証編」(講師：山崎雄一郎弁護士)を同時配信にて開催した。また、昨年度に引き続き司法研修所編集の民事演習教材を使用し要件事実の習得を主たるテーマとした「民裁修習」と題する研修会を同年11月から平成30年4月まで6回開催した。

エ その他実務に関する研修

平成29年4月15日喜納秀樹税理士を講師に「不動産を巡る税金の特例(小規模宅地等の特例など)」, 同年8月5日與儀信一会員を講師に「職務上請求書の使い方について」, 同年12月16日木原道雄愛媛会会員, 松田佐智子広島会会員を講師に「無戸籍者の実情, 無戸籍問題への法的対応」を開催した。

(2) 支部研修会

平成29年11月17日沖縄支部「司法書士業務に関する事例報告会」, 平成30年2月24日那覇支部「判決による登記」(講師：幸良秋夫氏)の各支部研修会が開催された。

(3) 連合会主催研修会への参加呼びかけ，奨励を行った。

(4) 九州ブロック会員研修会への参加呼びかけ，奨励を行った。

ア 平成29年9月2日佐賀県唐津市において開催された第18回九州ブロック会員研修会，テーマ「司法書士の訴訟活動（本人訴訟支援と簡裁代理権）」に参加を呼びかけた。

イ 九州ブロック新人研修会に4名が参加した。

2. 新入司法書士会員研修

(1) 新入司法書士会員配属研修

(2) 新入司法書士会員一般研修会

平成29年7月15日，大城公会員を講師に「執務規範」，上原浩一会員を講師に「不動産登記実務」，大城理会員を講師に「eラーニングの利用紹介」，大嶺睦会員を講師に「実務上注意すべき点」，浦崎直久会員を講師に「報酬事例の紹介」，本会及び関連団体による「組織紹介」等の研修会を開催した。

3. 関連団体との共催

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催により，別紙のとおり成年後見研修会を開催した。

4. 補助者研修会

平成29年9月9日浦崎直久会員を講師に「法定相続情報証明制度」，平成30年3月24日大嶺睦会員を講師に「不動産・商業登記における実務上注意すべき点」の研修会を開催した。

2. 業務の改善

〔企画部・相談事業部・総務部・研修部〕

1. 会員の執務に対する対応

(1) 年次制研修は，司法書士がその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的として，平成17年度から実施されている。

受講該当年度参加者全員すべてにその受講が義務付けられているものであり，5年に一度受講しなければならない。本年度の本会における受講対象者は62名であり，そのうち受講した会員は48名であった。

その中で，複数年本研修を受講していない会員が数人いる。今後とも参加を呼びかけ受講していない会員をゼロにしたい。

(2) 綱紀調査等に関するブロック会別説明会が，平成30年3月17日，福岡県司法書士会館にて開催され，当会から大城綱紀調査委員長及び喜屋武副会長が出席した。

2. 法テラスとの連携強化

- (1) 法テラス沖縄への協力のため、副所長並びに審査委員及び窓口専門職員を派遣した。別紙名簿参照。
- (2) 「『法テラスの日』無料法律相談会」が平成29年4月26日沖縄県立図書館において開催され、日高広報部長を派遣した。
- (3) 法テラスと当会及び成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部による協議会を当会館において2回開催した。平成29年11月20日、布田副会長（法テラス副所長）、上原会長、伊良皆副会長、渡口企画部長が出席、平成30年3月7日、布田副会長（法テラス副所長）、伊良皆副会長、渡口企画部長、浦崎研修部長、安里相談事業部長が出席した。

3. 組織の充実強化

〔広報部・共済委員会・総務部・経理部〕

1. 支部長会の充実

法の日司法書士無料法律相談会の協力、司法書士法の規定に違反する事実の無無についての実態調査実施の協力、相続登記はお済みですか月間の法律相談会の協力、また各支部の状況報告など本会と支部との連携強化に努めた。

2. 会員への情報伝達

- (1) メール会員のさらなる増加の為、会務情報紙へメール会員登録の協力要請を行った。メール会員は163名（76%）となっている（平成30年3月31日現在）。
- (2) 毎月1回、会務情報紙を発行した。
- (3) ホームページを活用して、会員への連絡及び業務に係る資料の提供を行った。

3. 共済制度の充実

- (1) 共済会費の納入については、会員のご協力により、平成30年3月31日現在の期末共済基金は、約金2億4千万円である。第2会費（任意）納入会員数は、44名の20%となった。
- (2) 貸付制度の利用者は7名であり、金372万円となった。

4. 事務局の事務処理効率化、電算化、情報伝達のIT化

- (1) 事務局職員全員で毎朝の朝礼を取り入れ、情報の共有化、事務局のコミュニケーション強化を図っている。
- (2) 事務局職員の事務分掌を明確化し、業務を一年毎にローテーションして全員が業務全般に精通するように事務処理の効率化を図っている。

5. 規則等の改正

- (1) 沖縄県司法書士会綱紀調査委員会規則に関する沖縄県司法書士会会則の一部

改正が、平成30年3月2日認可された。

- (2) 沖縄県司法書士会懲戒処分の量定意見規則の一部改正及び沖縄県司法書士会注意勧告運用規則の一部改正が、平成29年5月27日定時総会にて可決され、総会決議を経て同日施行した。

6. 桐友会等の開催

(1) 桐友会の開催

第46回沖縄桐友会が、平成30年2月22日、那覇第一地方合同庁舎にて開催され、連絡事項、協議・要望事項について協議が行われた。法務局から、局長、次長、総務課長、首席登記官、総務課長補佐、統括登記官、総括表示登記専門官が参加した。当会からは、会長、喜屋武副会長、楠総務部長が参加した。沖縄県土地家屋調査士会からは、会長、副会長、総務部長が参加した。公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会からは、代表理事、副理事長が参加した。

(2) 桐友会連絡会の開催

平成29年6月26日、平成29年8月3日、平成29年11月28日、当会、法務局、沖縄県土地家屋調査士会、公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が構成する実務協議の桐友会連絡会が開催された。当会からは、6月26日は島尻商業登記委員長、池城不動産登記委員長、楠総務部長、及び那覇支部長代理で比屋根敦那覇支部会員が出席、8月3日は古堅那覇支部長、島尻商業登記委員長、池城不動産登記委員長、楠総務部長が参加、11月28日は古堅那覇支部長、島尻商業登記委員長、池城不動産登記委員長、楠総務部長が参加した。

(3) 桐友会連絡会検討部会の開催

平成29年12月7日、平成30年3月15日、那覇地方法務局において桐友会連絡会検討部会が開催された。当会から、渡口企画部長及び金城仁史企画部員が出席した。

7. 財政基盤の強化

会費自動振替促進を行い、平成30年3月末日現在、個人会員の93%、法人会員の88%が自動振替手続を行った。

4. 執務環境の改善

[非司排除委員会・総務部]

1. 非司排除活動

法務局から要請を受け、司法書士法の規定に違反する事実の有無についての実態調査を各支部の協力を得て、県内のすべての法務局において実施した。

2. 隣接職能団体及び関係機関との協調・連携、行事参加

- (1) 沖縄士業ネットワーク協議会が、平成29年6月27日、平成29年9月7日、平成30年3月26日、当番団体である沖縄県中小企業診断士協会の会議室で行われた。
 - (2) 同協議会主催によるゴルフコンペが、平成29年8月19日、琉球ゴルフ倶楽部で行われた。同日「懇親会」がホテルロイヤルオリオンで行われ親睦を深めた。
 - (3) 同協議会主催によるよろず相談会が、平成29年11月3日、沖縄県立博物館・美術館で開催された。
 - (4) 平成30年3月28日、同協議会と糸満市との間で「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」を締結した。
3. 会館修繕計画に基づき、会館のエレベータ維持工事を行った。

5. 広報活動 [広報部]

1. 広報的相談活動の実施

(1) 役員変更登記はお済みですか月間（5月）

平成29年5月の1か月間、「役員変更登記はお済みですか？」月間として会員各事務所に無料相談を実施した。広報・告知のため沖縄タイムスに宮城拓会員、琉球新報に榑崎泰弘会員が論壇等に投稿した。別添資料のとおり。

(2) 消費者月間関連事業（5月）

平成29年5月の1か月間を「消費者月間」として、各事務所において無料相談を実施した。実施内容については、事前に当会ホームページにて告知をした。

(3) 法律扶助推進月間（10月）

全国一斉司法書士法律扶助推進月間として、10月の1か月間、当会ホームページにて告知をした。

(4) 相続登記はお済みですか月間（2月）

平成30年2月3日「相続登記はお済みですか月間」の事業として、那覇地方法務局不動産部門佐藤典康首席登記官及び渡口慎也会員を講師として市民公開講座（講演会「相続・遺言」及び無料相談会 糸満市農村環境改善センター）、相続登記はお済みですか月間無料相談会（宜野湾市民図書館、沖縄市保健相談センター、名護市産業支援センター、宮古島市働く女性の家、石垣市商工会ホール）が開催された。講演会入場者は109名、全会場での相談件数は75件であった。

2. 会報の発行

会報を発行した。

3. 「司法書士の日の記念事業」

「相続・遺言」市民公開講座・無料相談会

平成29年8月26日（土）地域交流センター南風原町立中央公民館にて、司法書士の日記念事業として、那覇地方法務局不動産登記部門井手口衛一統括登記官及び日高憲一会員を講師に「相続登記，放っておいて大丈夫？」をテーマに講演会と無料相談会が開催された。広報・告知のため沖縄タイムス，琉球新報の県内2紙に有料広告をし，論壇を投稿した。講演会への参加者は183名，相談者数は74名であった。また，参加者からアンケートを行い119名の回答が得られた。

4. 「法の日」無料法律相談会

平成29年10月1日から7日までの期間内に，県内13会場において「法の日無料相談会」を開催した。広報・告知のため沖縄タイムス，琉球新報，宮古新報，八重山毎日新聞，八重山日報に有料広告をした。

5. 「相続登記はお済みですか月間」の広告

市民公開講座及び無料法律相談の広報・告知のため沖縄タイムス，琉球新報の県内2紙に有料広告をした。

沖縄タイムスに上原昌子会員，琉球新報に仲榮眞功一会員が論壇等を投稿した。

（広告と内容については別添資料のとおり）

6. 路線バスを利用するの広報活動

(1) 契約期間の延長

平成26年9月からスタートした本島内11路線バスにて掲示する有料バス広告について，平成29年8月31日から1年間の契約更新をした。

(2) 広告の掲載方法

「よかった。司法書士に相談して。」のキャッチフレーズをバスの車両側面及び後部にステッカーを貼り付ける方法にて行った。また，司法書士総合相談センター及び法の日相談会の時期には，その開催の旨の告知を，バスの車両側面及び後部ステッカーの横に掲載して行った。

(3) バス車内広告の解約

バス車内での広告は，司法書士会館の周辺を中心に「司法書士会館へはこちらからお降りください」というアナウンスをこれまで5路線展開してきた。平成29年4月1日からは沖縄市，名護方面の路線バスでも9路線を追加し沖縄県全般に宣伝広告を展開した。内容は，「相続・遺言・登記名義の変更・法律トラブルの事は『沖縄県司法書士会』へご相談下さい。詳しくはウェブで『沖縄県司法書士会』で検索！」とすることをやってきたが，広告効果の対象が限定的過ぎるために再検討のため一度解約をした。

7. マスコミを利用した広報活動

本年度は、「法定相続情報証明制度」という新しい制度がスタートした。新聞一面を利用し、新制度の告知と司法書士は相続登記手続きをするプロフェッショナルとの制度の広報を行った。